

2025年6月23日

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

理事長 伊澤 一雅 殿

一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）

会 長 石原 信一

理事長 渡辺 俊幸

要望書

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は FCA 並びに FCA の正会員である音楽作家団体の活動にご協力いただき、誠に有難うございます。

FCAは昨年7月3日付けの要望書において、JASRACに対し、作品届等の取り扱いを見直すよう求め、委員会等を設置して検討を行うよう要望しました。

同要望書に記載したとおり、これは、著作権契約に関する音楽作家の問題意識を音楽出版者と共有する目的でMPAと意見交換を実施するなか、著作権契約に関する諸問題を解消するには、音楽出版者との契約関係を今日において最適なものにアップデートするだけでなく、JASRACにおける作品届等の取り扱いについても見直す必要があるのではないかと思い至ったことによるものです。

近年、動画配信サービスやゲーム開発を手掛ける海外の制作者から邦人作家が音楽制作の依頼を受けるケースが増えてきました。その結果、海外における作品管理の在り方がJASRACと相当に違うこと、日本と海外で作品管理の在り方に格差があることに邦人作家は気づき始めています。

音楽業界がグローバル化するなか、邦人作家が海外の制作者と契約することが普通になっていく未来を想像したとき、このまま内外格差を放置しておくと、邦人作家が創作した作品でも海外で流通するものはJASRACのレパートリーでなくなってしまうことを私たちは危惧しています。

今こそ国際標準という意識をもって新しい作品管理の在り方の形を探っていく必要を強く感じています。あらためて、別紙のとおり、JASRACに要望します。宜しくお取り計らいのほど、お願いいたします。

なお本要望書をFCAのHPで公開することを申し添えます。

敬 具

要望 1：著作権存続期間を契約期間とする音楽出版者の著作権契約（存続期間契約）は特異な契約であり、これを事実上、無制限で許容している作品届の受付のあり方を見直すよう求めます。

日本の音楽出版者との著作権契約では 10 年間若しくは著作権存続期間が契約期間の事実上の基準となっており、音楽出版者と著作権契約を締結したことがある音楽作家のうち半数近くが存続期間契約を締結しています。日本の音楽出版者との著作権契約では契約解除の要件として厳しい条件が設けられており、音楽作家から契約を解除するのは容易ではありません。そのため、存続期間契約では音楽出版者に著作権契約の目的である利用開発を履行することの動機付けが働きにくくなっています。FCA は、JASRAC が著作権存続期間を契約期間とする作品届を当然のように受理していることが音楽出版者の音楽作家に対する存続期間契約の要求を正当化する一因にもなっていると考えます。存続期間契約が特異な契約であることを音楽出版者が認識するよう、JASRAC が作品届の受付のあり方を見直すことを FCA は求めます。

要望 2：歌詞付き作品において、詞曲のいずれかだけ日本の音楽出版者に著作権を譲渡すること、または詞曲で異なる日本の音楽出版者に著作権を譲渡することを認めないのは、契約の自由を制限するものであり、日本の音楽出版者と外国の音楽出版者で事実上、異なる取扱いをしている作品届の受付のあり方を見直すよう求めます。

JASRAC は、歌詞付き作品の関係権利者として、詞と曲のいずれかだけに日本の音楽出版者が記載された作品届、または詞と曲で異なる日本の音楽出版者が記載された作品届を受理しません。JASRAC は、歌詞付き作品の著作権について、詞と曲のいずれかだけを日本の音楽出版者に譲渡すること、または詞と曲で異なる日本の音楽出版者に譲渡することを事実上、制限しています。これは契約の自由を制限し、音楽出版者間の競争を阻害していると FCA は考えます。音楽作家が自由に音楽出版者を選択できるよう、JASRAC が作品届の受理のあり方を見直すことを FCA は求めます。

要望 3：内国作品における関係権利者の分配率を著作物使用料分配規程で限定することは契約の自由を制限するものであり、内国作品と外国作品で事実上、異なる取扱いをしている同規程を見直すよう求めます。

JASRACは著作物使用料分配規程で関係権利者の分配率を規定し、内国作品については、規定外の分配率が記載された作品届を受理しません。JASRACは、内国作品に限って関係権利者間で分配率を自由に設定することを事実上、制限しています。これは契約の自由を制限し、音楽出版者間の競争を阻害しているとFCAは考えます。また、JASRACが同規程で関係権利者の分配率を具体的に規定していることが音楽出版者の音楽作家に対する4/12 や6/12といった高い分配率の要求を正当化する一因にもなっているとも考えます。昨年、FCAが音楽作家を対象に実施したアンケートでも、回答者の過半が音楽出版者に対する分配率は2/10以下が適当であると考えており、6/12を適当と考える回答者は1割にも及びません。この際、関係権利者間で分配率を自由に設定できるよう、JASRACが同規程を見直すことをFCAは求めます。

要望 4：音楽作家が委託作品に係る作品届の情報をデジタルデータとして無償で適時取得できる仕組みを整えるよう求めます。

JASRACは、委託者による委託作品に係る作品届の情報のデータ提供の求めに対し、届の情報を印字した紙のリスト、又はデータを格納したCD-ROMを有償で提供しています。音楽作家にとって委託作品に係る作品届の情報をデジタルデータとして必要な時にいつでも取得できることが音楽出版者に譲渡した作品の情報を適時把握するためにも必須であるとFCAは考えます。既にJASRACは分配明細データの詳細版を委託者に無償で提供しており、音楽作家が委託作品に係る作品届の情報についてもデジタルデータとして無償で適時取得できる仕組みをJASRACが整えることをFCAは求めます。

以 上